

宮崎公立大学特任教員規程

令和3年1月19日

規程第143号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学特任教員（以下「特任教員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の開始)

第2条 学長は、地域社会で活躍する人材の育成及び本学の大学運営の推進のため必要があると認める場合は、特任教員の選考を開始することができる。

(特任教員の種類)

第3条 特任教員の種類は、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教とする。

(選考基準)

第4条 特任教授となることのできる者は、本学の専任の教授と同等の資格があると認められる者とする。

2 特任准教授となることのできる者は、本学の専任の准教授と同等の資格があると認められる者とする。

3 特任講師となることのできる者は、本学の専任の講師と同等の資格があると認められる者とする。

4 特任助教となることのできる者は、本学の専任の助教と同等の資格があると認められる者とする。

(選考方法)

第5条 学長は、特任教員を任用しようとする場合は、特任教員選考会議の審査及び教育研究審議会の議を経るものとする。

2 前項の特任教員選考会議の委員は、本学の専任教員の選考会議の委員をもって充てる。

(任用期間)

第6条 特任教員の任用期間は、5年の範囲内で学長が必要と認める期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要があると認める場合に限り、5年を超えて更新することができる。

(職務)

第7条 特任教員は、本学の教育研究及び学長が必要と認める職務に従事する。

(勤務条件)

第8条 特任教員の勤務条件については、専任教員との均衡を考慮し、理事長が別に定める。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、特任教員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月19日から施行する。

(公立大学法人宮崎公立大学特任研究員規程の一部改正)

2 公立大学法人宮崎公立大学特任研究員規程（平成23年規程第108号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。